

教育に関する大綱 ～教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱～

1. 策定の趣旨

知事と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの所管事務をより一体的に執行するため、島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

【大綱の概要】

- (1) 地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- (2) 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし首長が策定する。
- (3) 首長と教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管事務を執行する。
- (4) 計画期間は4～5年が想定されている。
- (5) これにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化される。

2. 大綱の位置づけ

- ・島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針
- ・島根県総合発展計画（教育等に係る部分）及びしまね教育ビジョン21は、この大綱と整合性のとれたものである

3. 大綱の内容（イメージ）

(1) 基本理念

(2) 計画期間

(3) 基本方針

①教育の充実

- ・発達段階に応じた教育の振興
- ・学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
- ・青少年の健全な育成の推進
- ・高等教育の充実

②多彩な県民活動の推進

- ・生涯を通じた学習の推進
- ・スポーツの振興
- ・文化芸術の振興

③人権の尊重と相互理解の推進

- ・人権施策の推進

④文化・歴史の保全と活用

- ・文化財の保存・継承と活用

⑤子育て支援の充実

- ・子育て環境の充実
- ・子育て福祉の充実

大綱に盛り込む項目（案）

1 教育の充実

- ・乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有します。
- ・一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもたちを育みます。

(1) 発達段階に応じた教育の振興

- ・幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進します。
- ・児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

(2) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

- ・基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組を進めます。

(3) 青少年の健全な育成の推進

- ・青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

(4) 高等教育の充実

- ・自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

2 多彩な県民活動の推進

県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

(1) 生涯を通じた学習の推進

- ・県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組みます。
- ・学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

(2) スポーツの振興

- ・県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。
- ・国際大会や全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

(3) 文化芸術の振興

- ・ 広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

3 人権の尊重と相互理解の推進

県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

(1) 人権施策の推進

- ・ 県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

4 文化・歴史の保全と活用

文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。

(1) 文化財の保存・継承と活用

県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

5 子育て支援の充実

- ・ 子育てを地域全体で応援する気運が各地に根付き、安心と喜びをもって子どもを生き育てることができる社会を目指します。
- ・ 家族や家庭を大切にしたい働き方が広がるとともに、保育等の子育てに必要な社会環境が整い、子どもの人権を守るための体制が整備された社会の実現を目指します。

(1) 子育て環境の充実

- ・ 子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生き育てることができるようにします。

(2) 子育て福祉の充実

- ・ 虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。